

# 未来を拓くやまなし農業応援事業費補助金交付要綱

## (趣 旨)

第1条 知事は、農産物の高品質化や販路の拡大などの高収益で効率的な農業の実現や、魅力ある農山村の創出を図るため、未来を拓くやまなし農業応援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき、実施要領第4条の事業実施主体（以下、「事業実施主体」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助金の交付対象等)

第2条 知事は、実施要領に基づいて事業実施主体が実施する事業に要する経費に対し市町村に交付するものとし、事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな事業実施主体の場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体の場合にあつては、この限りでない。

## (補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

## (補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長は、補助事業の内容について、別表の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してそ

の指示を受けなければならない。

(4) 事業実施主体は、この事業により取得した財産等について管理規程を定め、財産管理台帳（様式第5号）を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図るものとする。

(5) 市町村長は、市町村以外の事業実施主体が行う事業に対し補助する場合においては、前各号の条件を履行するために必要な条件を付さなければならない。

（補助金の交付）

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金概算払いにより交付することができるものとする。

2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 市町村長は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、補助金実績報告書（様式第7号）により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヵ月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項のただし書に該当した事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

（処分の制限）

第9条 事業実施主体は、当該事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産（以下「取得財産等」という。）については、次項に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

（1）不動産及びその従物

- (2) 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具
- (3) その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めたもの

- 2 財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）」を勘案し、交付決定時に示すものとする。
- 3 事業実施主体は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認については「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

#### （書類の保管）

第10条 補助金の交付を受けた市町村及び事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

#### （書類の提出）

第11条 本要綱により提出する書類は、農務事務所に提出するものとする。ただし、複数の市町村を区域とする広域的な事業を実施する事業実施主体にあっては、原則、法人は所在地の住所を、任意組織は代表者の住所を所管する市町村が農務事務所に提出する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月30日から施行する。
- 2 やまなし農業・農村総合支援事業費補助金交付要綱（平成27年7月24日制定）については、廃止する。ただし、やまなし農業・農村総合支援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、この要綱廃止後も、なおその効力を有する。
- 3 やまなし農業ルネサンス総合支援事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日制定、平成27年7月24日廃止）に基づき交付された補助金については、なおその効力を有する。
- 4 旬のやまなし・地産地消支援事業費補助金交付要綱（平成15年7月18日制定、平成20年4月1日廃止）に基づき交付された補助金については、なおその効力を有する。

補助金交付要綱・別表

| 実施主体                                                                                                                     | 事業種目                | 補 助 対 象 経 費                                                                                                                 | 補助率                            | 重 要 な 変 更                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 市町村<br>2 農業協同組合<br>3 農業者等の組織する団体<br>4 農地所有適格法人<br>5 農業参入企業<br>6 NPO法人<br>7 新規就農者及び指導農業者等が組織する農業者集団<br>8 その他知事が適当と認める団体 | 1 農産物の戦略的な販売対策と輸出拡大 | ○ 県内外での農産物の戦略的な販売、国外の流通ルートの開拓確保に必要な施設、機械、設備等の整備に係る経費<br>○ 地産地消、地産訪消の積極的な展開等により、農産物の販売強化を図るために必要となる農産物直売所等の施設、機械、設備等の整備に係る経費 | 補助対象経費の欄に掲げる事業の実施に要する経費の1/2以内。 | 1 事業実施主体の変更<br>2 事業種目の新設又は廃止<br>3 補助金額の増、又は20%を超える減<br>4 総事業費の20%を超える増減<br>5 設置場所、施工箇所の変更<br>6 主要工事内容の変更又は機械等の主要な仕様の変更<br>7 その他知事が重要な変更と認めるもの |
|                                                                                                                          | 2 農業生産の効率化、高付加価値化   | ○ スマート農業等を導入し農業生産の効率化、農産物の高付加価値化を進めるために必要な機械、設備等の整備に係る経費<br>○ 6次産業化等により農産物の高付加価値化を促進するために必要な施設、機械、設備等の整備に係る経費               |                                |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                          | 3 高品質化、低コスト化        | ○ スマート農業等を導入し農産物の高品質化、農業生産の低コスト化を進めるために必要な機械、設備等の整備に係る経費                                                                    |                                |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                          | 4 農地集積、耕作放棄地対策      | ○ 中心経営体への農地集積と耕作放棄地対策に必要な施設、機械、設備等の整備に係る経費                                                                                  |                                |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                          | 5 人材育成、担い手対策        | ○ 新規就農者の確保・育成のために必要となる施設、機械、設備等の整備に係る経費                                                                                     |                                |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                          | 6 農村地域の振興           | ○ 市民農園や体験農園など、農業が生み出す景観や風土等の地域資源を保全・活用するために必要となる施設、機械、設備等の整備に係る経費                                                           |                                |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                          | 7 新たな課題対策           | ○ 高齢化に対応した農作業の負担を軽減する機械装置など、新たな課題への対応に必要な施設、機械、設備等の整備に係る経費                                                                  |                                |                                                                                                                                               |